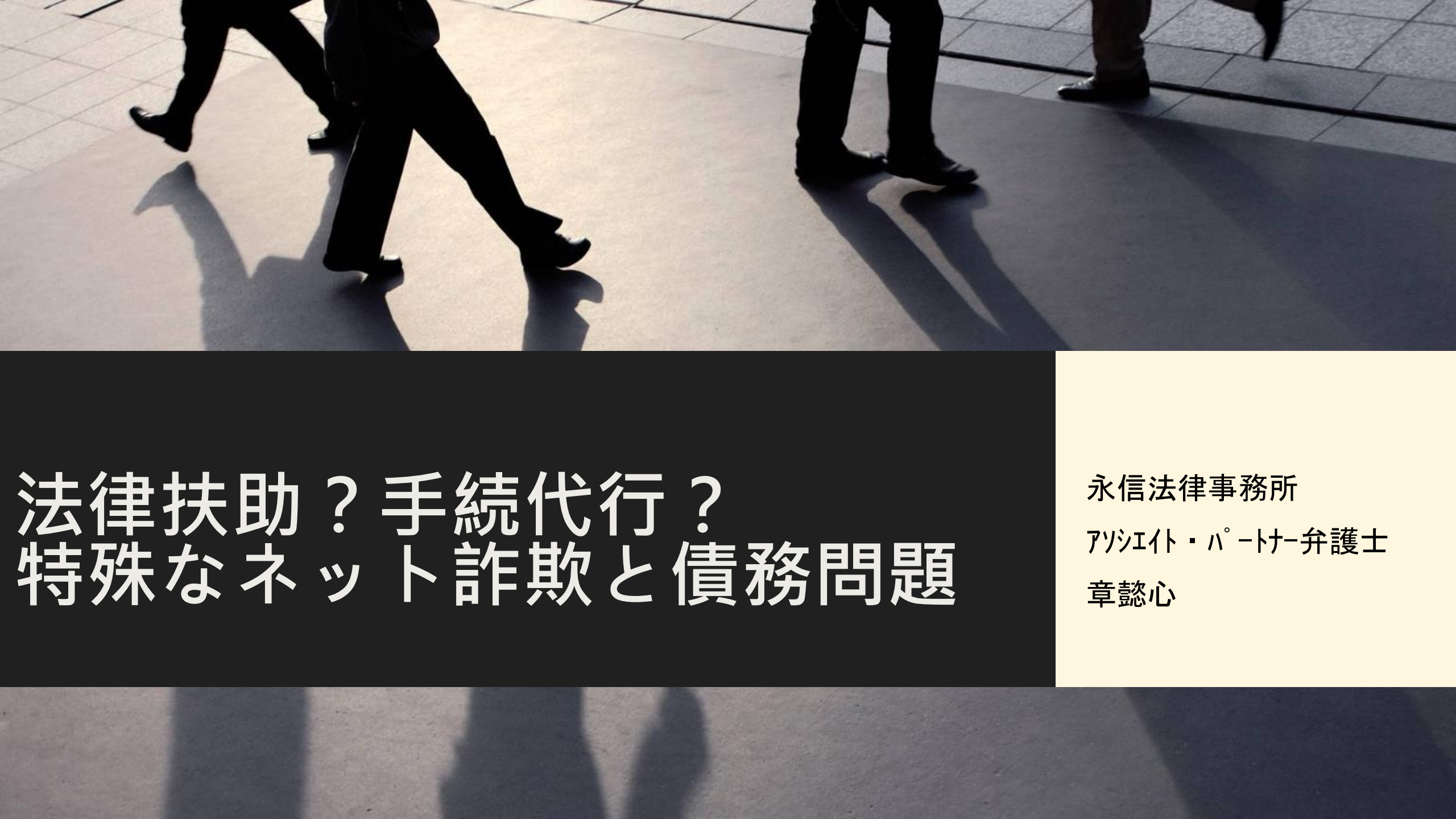




法律扶助？ 手続代行？ 特殊なネット詐欺と債務問題

永信法律事務所
アソシエイト・パートナー弁護士
章懿心

法扶とは？



財團法人法律扶助基金會
Legal Aid Foundation

- 2003年12月成立、2004年施行「法律扶助法」(Legal Aid Act)
- 法律扶助基金會 (Legal Aid Foundation, LAF) 設立
- 法律扶助を利用しやすく
- 社会的弱者は高額な弁護士費用の負担なし
- 台湾22県・市(離島含む)各地に拠点
- 法律扶助法第13条第2項、債務者の財産・収入等、資産状況の審査は不要

検索エンジンに「債務」、「法律扶助」と入力すると…？

賛助企業広告



[相談場所-中華民国●扶助●会](#)

協会 公益弁護士および巨大な法務グループがカスタマーサ-最高に優秀な人材、最も豊富な学識と経験、全国でも最高の皆様。



[社団法人消費者法●権●協会一更生、精算、任意整理](#)

あなたが**カード負債**、信用貸し、融資、カーローン、ショッピングローン、質入れ、**互助会**、不動産オークション資金不足等の債務で、日々取り立てに遭っているなら、銀行や裁判所へローンのおまとめや任意整理、調停、再生、精算等…



.com 我々にご連絡を：

[当方へご連絡を | 中華民国法律●助●会](#)

●債務救済の専門家があなたの再生をサポートします。自由を手。法扶はあなたと共に。
無料相談をご提供。再生、精算、任意整理、取り立て、高金利、貸借、民事など、あらゆる法律問題をお手伝いします。



[中華民国金●融債務法律●助協会 - 負担軽減どうやって 無料法律相談](#)

任意整理で支払期限が延長可能、個人再生であなたの負担を効率的に軽減。法律問題電話相談歓迎。
法律サービス、大同区、営業中。営業時間は18:00迄。



無料相談＝
無料で債務整理手続？

債務者A: 法律扶助を利用したのに、 なぜ、支払いを要求されるのです

民間司法改革基金会（以下、民改会）は本日（4日）に開催した記者会見で、法律扶助を騙る「中華民国法律扶助協会」が「法律扶助基金会」としてキーワード広告を購入していたことを明らかにした。これにより相談者が5万円の弁護士費用を支払う事態が発生している。民改会は法律扶助基金会が法に準拠して審査を行い、条件に当てはまる場合は扶助弁護士を派遣して無料サポートを提供していると強調し、相談者は騙されないよう、法律扶助基金会へ電話をするように呼び掛けた。

司法院は、民間団体が法律扶助の名を騙り、社会的弱者に誤解を与え、これにより規定外の報酬費用を徴収することは、公衆を誤導する恐れがあると声明を発表し、これを非難するとともに、法律扶助基金会に対し予防策の検討を要請した。その他の違法行為については、管轄機関へ通報・移送すると表明した。法律扶助基金会の電話番号は4128518（携帯電話は02を追加）。

「代行」が相談者をひっかける手口は？

「扶助」、「補助」といった類似の名称を使用

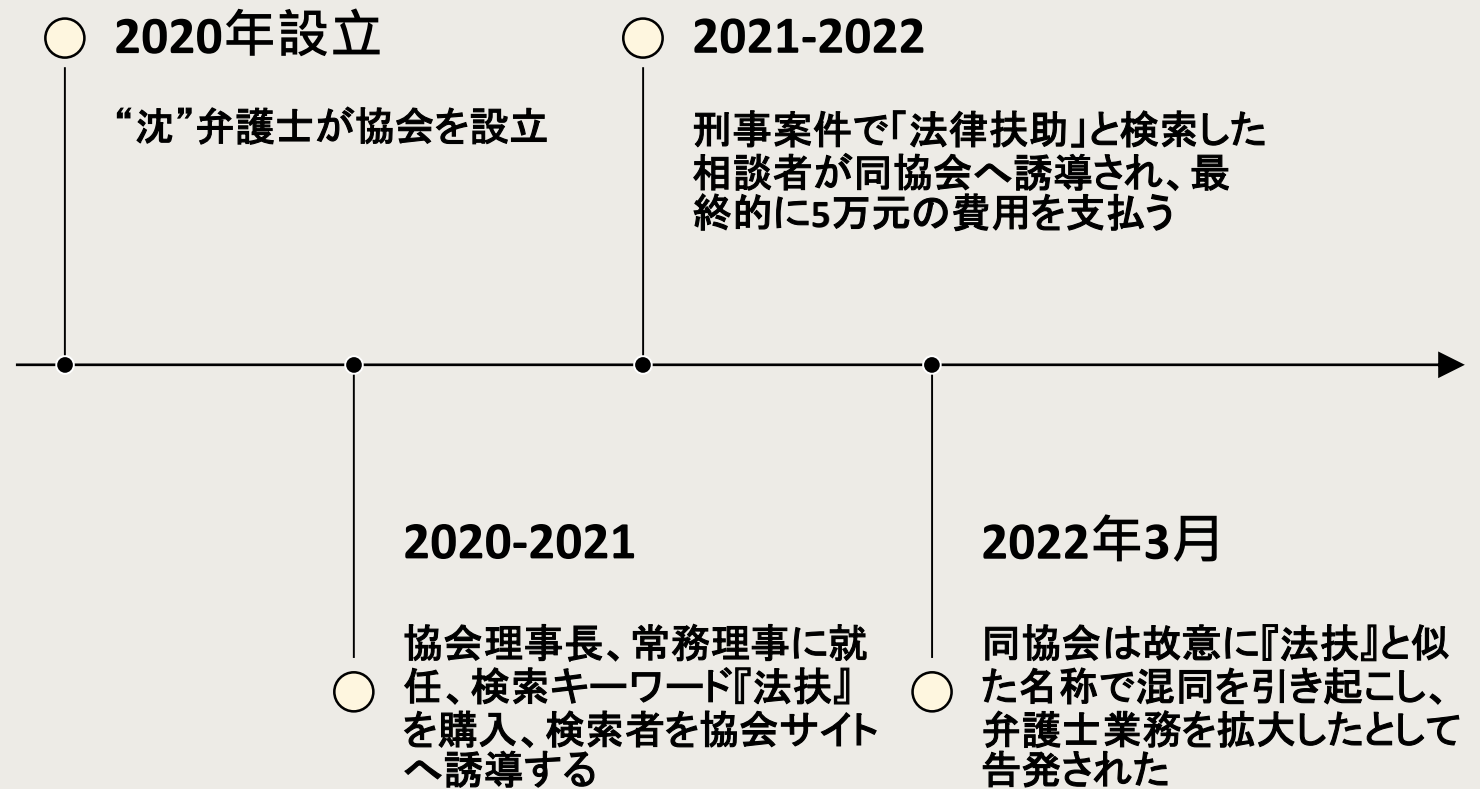


無料相談、政府立案



有料サービス、(一部で)提携弁護士の紹介

代行-「中華民国法律扶助協会」の 事件を例に



弁護士懲戒委員会の懲戒処分

2022年度律懲字第36号

2024年度律懲字第59号

男性 41歳（1982年生まれ）

身分証統一番号：(省略、掲載不可)

住：（省略、掲載不可）

上記懲戒対象者は弁護士法違反につき、
財団法人法律扶助基金会および台北弁護士組合より懲戒移送され、以下の通り決議する：

主文

職務執行停止3ヶ月とし、併せて本決議
確定の日から1年以内に自己負担にて弁護士倫理規範12時間の研修を受講することを命ずる。



事件後、代行は消滅したか？

台湾士林地方裁判所 2024年度士簡字第 1376号民事判決

「（一）原告は債務があり個人再生を希望していた。2023年末に、通信アプリLINE（以下『LINE』）を通じて『利可貸』と称する人物に個人再生に関する質問をしたことで、被告である社団法人消費者法律權益協会（以下『消費者協会』）のLINEアカウントを知った。原告は被告である消費者協会を法律扶助基金会と誤信してLINEを追加し、同協会の法務担当を名乗る訴外人李進仁と話し合いの後、被告消費者協会による更生手続きの処理に同意した。訴外人李進仁は直ちに専任顧問契約書、支払合意書、約束手形等を原告に送付した。原告は当時それらの書類に署名し返送したが、被告消費者協会は署名または捺印をした上記書類を原告へ返送しなかった。後に原告は法律扶助基金会に再生手続きを委任すれば費用がかからないことを知り、被告消費者協会に代行させたくないと思うようになり、その後は被告消費者協会へ資料を提出しなかった。被告消費者協会は、原告の再生手続きの執行を援助せず、また原告へサービス費用の支払通知をしないまま、係争の約束手形を被告聯律公司に譲渡し、裁判所へ強制執行の申し立てを行った。

(続)

台湾士林地方法院
2024年度士簡字
第1376号民事判
決

「…原告（注：債務者）は債務を負っていたため、2023年11月頃被告消費者協会に対し任意整理と再生手続に関する問合せをした。被告消費者協会の担当者によって委任手続の注意事項と関連費用の説明がされた後、原告に対し専任顧問契約書、支払合意書及び約束手形が提供された…原告と被告消費者協会は初期費用の支払通知後、連絡が取れなくなったが、専任顧問契約書第1条第1項、第3項および第3条第5項等の規定を勘案すると、原告は支払合意書に基づき150,000元の費用を支払うべきであり、原告が上記契約に違反して委託事項を停止したのであれば、各費用を精算すべきである。また支払合意書には手続費用の金額が150,000元と定められていることから、契約締結の時点ですでに被告消費者協会へ150,000元の支払いが約束されていたことは明白である。後に原告は契約に違反しており、被告は原告に対し150,000元の支払いを請求することができる、これを抗弁として原告の訴えの棄却を求める。」

台湾高雄地方法院 2024年度消債職声 免字第109号民事 判決

「 1.債務者は2022年6月24日に個人再生手続の申し立てを提出した(更巻第1頁)、しかし2021年11月8日以前に、「中華民国金融債務法律補助協会」と委任契約書を締結し、初期費用3,000元および委任費用120,000元、合計**123,000元**に上る支払いを約束していた。ならびに2021年11月8日から2023年10月8日まで毎月5,000元の分割払いで委任費用を清算し、裁判所が定める手数料、郵便配送料等は債務者が自己負担した。この委任契約書、分割払い確認書は資料として存在し確認が可能である(本案巻第121～125頁)：後に、債務者は友人の紹介で債務者から費用を徴収しない「財団法人法律扶助基金会」に問い合わせ、2024年3月20日に弁護士委任状を提出した(見司執消債清巻二第295頁、本案巻第115頁参照)。」

債務再生手続 に乗じて一儲け？

- ・ 中華民国金融債務法律補助協會は下記の事件で債権者として申し立てを行った：
- ・ 高雄地方裁判所2024年度消債職聲免字第109号：債権額12万3000台湾ドル
- ・ 嘉義地方裁判所2023年度消債再聲免字第1号：債権額1万2000台湾ドル。
- ・ 新北地方裁判所2022年度司執消債更字第6号民事判決：債権額推定約5万台湾ドル。

結論に代えて-

どのように「代行」を阻止するか？

一、債務再生費用の標準一律化？

二、弁護士が全面的に代行？

三、債務者が重視するのは信頼？サービス？

それとも費用？

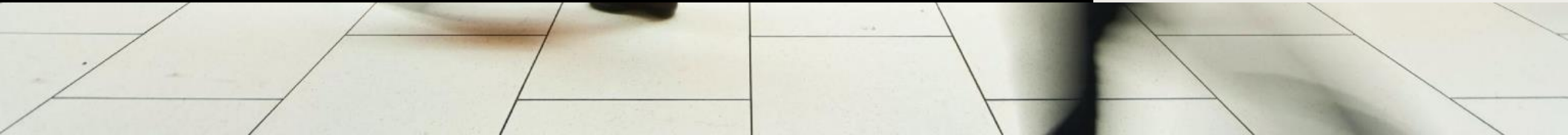
A blurred photograph of a crowd of people walking through a series of yellow, arched structures, possibly a subway station or a modern architectural space. The motion blur gives a sense of a busy, fast-paced environment.

Thank you

永信法律事務所

アソシエイト・パートナー弁護士

章懿心

A close-up, low-angle shot of a light-colored tiled floor, showing the geometric pattern of the tiles and the shadows cast by the legs of people walking.